

衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第十三号 (閉会中審査)

令和三年一月十三日(水曜日) 午後四時開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 丹羽 秀樹君

理事 盛山 正仁君 理事 大塚 高司君

理事 松本 洋平君 理事 福田 達夫君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君

武井 俊輔君 武部 新君

本田 太郎君 森山 浩行君

塩川 鉄也君 遠藤 敬君

浅野 哲君

議長 大島 理森君

副議長 赤松 広隆君

國務大臣 西村 康稔君

事務総長 岡田 憲治君

委員の異動

一月十三日

辞任

武内 則男君

同日

辞任

森山 浩行君

補欠選任

武内 則男君

同日

補欠選任

森山 浩行君

同日

補欠選任

同日

補欠選任

本日の会議に付した案件
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更の事前報告に関する件

告を聴取いたします。西村國務大臣。
○西村國務大臣 委員各位におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。
本年一月七日、新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都を対象とし、期間を一月八日から二月七日までとして、緊急事態宣言を発出いたしました。
その後、大阪府、京都府、兵庫県、さらに、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県の合計七府県では、感染が拡大し、医療提供体制及び公衆衛生体制が逼迫するなど、非常に厳しい状況となっております。地域の感染状況や医療提供体制を最もよく把握している知事との間で、このような状況認識を共有し、これら七府県を新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施すべき区域に加えるべきと判断をいたしました。
このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、緊急事態宣言の区域変更の公示案について御了解をいただいたところであり、これを受け、本日夜刻、政府対策本部を開催し、緊急事態宣言の区域を変更したいと考えております。
今般の変更は、一月十四日から二月七日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域に、先ほど申し上げた七府県を追加するものであります。政府としては、これまでの経験、知見や専門家の分析を踏まえ、飲食店の営業時間短縮要請など、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている飲食の対策と、その実効性を上げるために、飲食につながる人流の抑制を始める効果的な緊急事態措置を講ずることとしたしております。社会機能維持のための事業継続は引き続きお願いしつつ、昼間も含めた不要不急の外出・移動

自粛、出勤者数の七割削減を目指したテレワークの推進など、国民の皆様への御理解と可能な限りの御協力をいただきたいと考えております。
今後とも、国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、都道府県とも緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。
○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。盛山正仁君。
○盛山委員 自由民主党の盛山正仁でございます。また、最前線で御尽力いただいております医療関係者を始めとする多くの皆様方に心より感謝申し上げます。
私事でありますが、愚息が勤務する都内の大手病院では、昨日は新型コロナウイルスの救急患者五名を受け入れることができなかつたと言及が、嘆くような状況になっております。
さて、けさの衆議院内閣委員会でも御指摘がなされたところでありますが、新型コロナウイルス感染症対策について、国民の皆様から政府の対応に不満が表明されております。都道府県からの要請がなければ政府は動けないのでしょうか。
緊急事態宣言を、先週七日より一都三県を対象に発令したばかりです。なぜ、きょう、二府五県を対象として追加発令するのでしょうか。昨年の場合も、四月の七日に七都府県に発令された緊急事態宣言を十六日に全国に拡大しておりますが、都道府県からの要請がなくても、政府が感染拡大の

状況をしつかりと把握しながら、先手先手で判断すべきだったのではないのでしょうか。
発令が遅いと批判されていた緊急事態宣言ですが、発令の具体的な内容について国民の皆様によく理解をされていないのではないかと感じられます。
政府は、昨年未まで、緊急事態宣言を発令しなくても都道府県の対応で新型コロナウイルス対策を十分に講ずることができると説明していたのではありませんか。緊急事態宣言を発令することによってどのような効果が発生するのか、あるいは、次期通常国会に提出する予定の新型コロナウイルス特別措置法を改正しなければ、罰則も含め強制的な手段をとることができないのではないかと、私も含めまして国民の皆様にはそのような違和感などについてよく御理解をいただいているという状況になっていないのではないかと感じられます。
今後の新型コロナウイルス感染症の増加を防ぎ、新たな変異種への対応、ワクチンの接種、重症者、死亡者をなくす対策、医療体制崩壊を阻止する対策をどのように考えているのかも含め、政府側から国民の皆様へ、誤解があればそれを解消する、わかりやすい説明が求められていると考えておりますが、御答弁をお願いします。
○西村國務大臣 お答え申し上げます。
まず、緊急事態宣言の発出についてでありますけれども、日々感染状況などを分析し、特に、感染拡大をしている地域の知事とは緊密に連携をとり合っており、そうした状況、これをしっかりと把握し、さまざまな事態に備えて、対策を協議しながら対応をとってきているところであります。知事からの要請は、要請がある場合はそれにより緊迫した状況のあらわれだと思っております。

あとは、僕、ちよつとお願ひしたいんですけども、もう常会が間もなく開催しますので、きょうは、大島議長、赤松副議長、また高木委員長にお願ひを申し上げたいんですが、質問取りでですね。これから各委員会は質問取りがなくなります。官僚の皆さんも八時までに帰っていただくかなってならないのに、質問取りに夜遅くまで時間がかかって、国会また震が往來しなくてはならないということが必ず起こります。これもまたクラスターが起こり得る。国会だけが別の話ではないんです。

かなり、先般来より、国会の我々の活動、そういったものに厳しい視線が注がれております。そういったことも、今、この状態で常会に突入すると、役所の皆さんも同じような対応をせざるを得ないということもございまして、夜間待機とか、あとは質問取りをまさにオンラインでやるのか、そういったことも、きょう、我々議員側とまた政府側と、ぜひ、議長、副議長、また委員長にも御配慮をいただいで、永田町の常識と国民の常識とは全く違うわけではありませぬから、まず我々から七割できるような、実践できるような、西村大臣のリーダーシップを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○高木委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思ひますが、まず最初、大臣にお伺ひをいたします。
ちよつと通告内容からこの質問については少し変えさせていただいてるんですけども、対象地域について、今後も状況を見ながら随時追加、見直しをしていくという理解でよろしいかどうか、この点、まず確認させていただきます。
○西村国務大臣 感染の状況それから病床の状況、こういったことをしっかりと確認しながら、感染拡大が続き病床が逼迫する厳しい状況にある地域、そして、いわゆるステージ4の対策が必要となってくるという段階になれば、知事もそう

した状況を共有しながら、専門家の意見を聞いて適切に判断していきたいというふうに考えております。
○浅野委員 ありがとうございます。
次の質問ですけれども、今度は経済対策について伺いたいと思ひます。
現在、先ほど四十万、二十万という一時金の話が出ましたけれども、特定都道府県内の飲食店と取引のある事業者などへ支給する一時金、これは外出自粛の影響を受けた事業者等も対象になり得るというふうに聞いておりますけれども、対象はどのような業種が対象になるのでしょうか。例えば、飲食店の場合、酒造業や卸売業、また運搬代行業なども、取引がある若しくは影響を受けるとみなして対象となるのかどうか、このあたりを確認させていただきたい。

二つ目は、特定都道府県と同等の取組、例えば時短要請などですけれども、これを行うそれ以外の都道府県に対しても、政府からの財政措置の内容については同等とすべきではないかと思うんです。
例えば、私の地元の茨城県を例に挙げますと、今、特定都道府県には指定されていませんが、八時以降、時短要請を出して、協力を支払っています。ですが、その水準は四万円。ただ、以前と違つて、事業者もしっかりとその必要性を理解して円滑に協力してくれている状況にあるんです。指定されているかされていなくて四万円と六万円の差が出てくる状況にあり、全国の自治体からは、同等にしてほしいという声が出ています。この点、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。
まず一点目の一時金の支給につきましては、御指摘のように、直接間接取引飲食店であるということ、あるいは、不要不急の外出自粛などの影響を直接受けるということで、一月又は二月の売上げが対前年で五〇%以上減少するという要件で対象になり得るということでありませぬ。
この点の確認方法も含めて、要件の詳細につきまして、現在、経産省において詰めて急いでいるところであります。今後、制度を具体化する中で検討していくこととさせていただきます。
そして、同等の取組についての支援であります。茨城県、昨日、大井川知事も、私、話をしまして、全ての指標がステージ4の指標に当てはまる、これも機械的にやるわけではありませぬけれども、まだなっていない中で、知事としては、全力を挙げて緊急事態宣言にならないように何とか取り組むということとさせていただきます。
その上で、ステージ3相当の対策が必要な地域から4に近づきつつあるということと判断をされる場合、私と知事とそうした状況を共有した上で、この緊急事態宣言の対象地域における措置に準じた取組を行うということに対処方針の中に書かせていただいているところであります。その場合には、同等の支援策を講ずるということをお考えたい、六万円も含めて考えていきたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。
では、続いた質問ですけれども、間もなく大入学共通テストが行われます。今の仕組みですと、追試験を受ける学生が何らかの理由でその追試験も受けられなくなった場合の再追試験は受けられませぬというふうな規則になっているようでありませぬが、コロナは、今、いつ、どこで濃厚接触者になるのかわからない、感染するかわからない状況の中で、やはりそういったリスクに対してもしっかりと担保をしてあげようべきではないか。学生の最後の機会をしっかりと我々世の中で支えていくべきだと思ふんです。この再追試験の機会を確保していただきたいと思います。この再追試験の機会を確保していただきたいと思います。

○高木委員長 次回、来る十五日金曜日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。また、同日午前十三時十分から庶務小委員会、午前十四時十分から図書館運営小委員会を開会することといたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十一分散会

たいと思ひます。
時間がなくなつてしまいましたが、一言だけいただければと思ひます。
○西村国務大臣 複数の追試験日を設定しておると聞いておりますし、また、試験会場、追試験会場の数もふやすというふうな聞いております。受験生の皆さんができる限り人生を決めるそうしたチャンスをやんと得られるように、私の立場でも取り組んでいきたいというふうな考えております。
電力需給につきましては、この厳しい寒さ、それから天候不順による太陽光の電力量が低下、あるいはLNGの在庫も減少など、いろいろな状況が重なっているようでありませぬけれども、電力会社において、自家発電の要請なども含めて全力を挙げて取り組んでおると聞いております。
私の、経済を担当する立場からも、国民の皆様が無理のない範囲で効率的な使用を続けていただければということをお願いしていければと思っております。